

小金井市第4次男女共同参画行動計画
推進状況調査報告書
(平成25年度実績)

平成26年6月

小金井市

はじめに

小金井市では、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」を基本理念とし、平成25年3月に「小金井市第4次男女共同参画行動計画」を策定しました。

この報告書は、平成25年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

平成26年6月

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

目 次

I 第4次男女共同参画行動計画の概要

1	基本理念	1
2	基本目標	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の性格	3
5	計画の期間	3
6	施策の体系	4

II 第4次男女共同参画行動計画の推進状況調査（平成25年度実績）

1	推進状況調査の概要	6
2	推進状況調査結果の概要	7
3	推進状況調査結果（事業別一覧）の見方	8
4	推進状況調査結果（事業別一覧）	10
基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む		
1	人権・男女平等意識の普及・浸透	10
2	男女共同参画を推進する教育・学習の推進	14
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす		
1	男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり	16
2	家庭生活との両立支援	18
3	男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	20
4	生涯を通じた男女の心身の健康支援	20
基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る		
1	暴力の未然防止の意識づくり	26
2	被害者支援の推進	26
3	相談・連携体制の整備・充実	28
4	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	30
基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる		
1	政策・方針決定過程への男女の参画	32
2	市民参加・協働による男女共同参画の推進	32
3	庁内の推進体制の充実・強化	34

Ⅲ 資料

- 1 行政委員会及び審議会等における女性の割合（平成26年4月1日現在）・・・ 36
- 2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（平成25年度実績）・・・・ 38

I 第4次男女共同参画行動計画の概要

1 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第3次行動計画では、「人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を」を掲げ、さまざまな取組を進めてきました。しかし、計画を推進する過程で、今後の課題として、男女共同参画社会の実現のためには、特に以下の二つがあらためて求められていることが明らかになっています。

一つ目は「人権尊重」です。DVのない社会の実現、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々が人として尊重され、共生し合う社会の実現が、男女共同参画社会の実現の基本となるからです。

二つ目は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」です。今後持続可能な社会を築いていくためには、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、女性が就業することにより、仕事や家事・育児・介護の二重負担を強いられないようにするほか、だれもが健康かつ自らの希望するバランスで社会生活を営み、地域活動等にも参画するなど、互いの能力が発揮できる環境をつくる必要があるからです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みを発展させ、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえて、本計画の基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

2 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

◆基本目標Ⅰ

互いに認めあい、
男女平等意識を備えた
ひとを育む

◆基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの
実現した
暮らしをめざす

◆基本目標Ⅲ

人権を侵害する
暴力を許さない社会づくりで
安心を守る

◆基本目標Ⅳ

男女共同参画を
総合的に推進する
仕組みをつくる

◆基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画への学びを支援します。

◆基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

◆基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

(Ⅲの1～3は小金井市配偶者暴力対策基本計画)

DVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

◆基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

3 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく、「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆「第4次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）」における施策の大綱の一つ「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。

4 計画の性格

- ◆本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。なお、具体的かつ個別の事業の目標については、各分野の計画の中で示すものとして作成しています。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の基本目標Ⅲの1～3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とし、平成22年（2010年）に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を引き継ぐものです。

5 計画の期間

本計画は平成25年度から平成28年度までの4年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

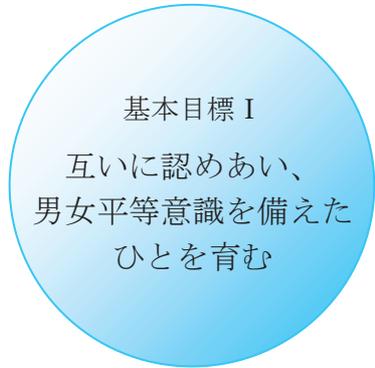


基本理念

基本目標

施策の方向

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして



1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

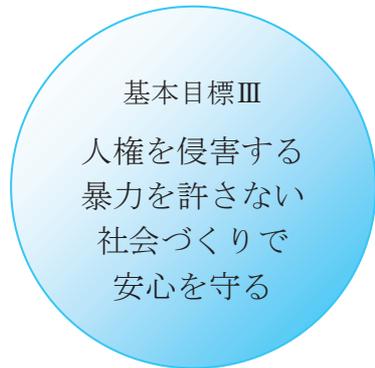


1 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり

2 家庭生活との両立支援

3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

4 生涯を通じた男女の心身の健康支援



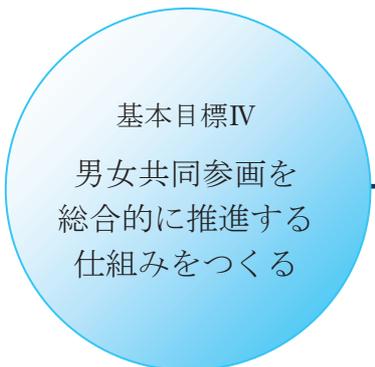
1 暴力の未然防止の意識づくり

2 被害者支援の推進

3 相談・連携体制の整備・充実

4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

Ⅲの1～3は小金井市配偶者暴力対策基本計画



1 政策・方針決定過程への男女の参画

2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

3 庁内の推進体制の充実・強化

主要施策

- (1) 人権・男女平等の意識改革の推進
- (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

- (1) 教育の場における男女平等教育の推進
- (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくり
- (2) 働く場における男女平等の推進
- (3) 女性の就労に関する支援

- (1) 育児や介護等への支援体制の整備
- (2) 各家庭の状況等に応じた支援

- (1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

- (1) 女性のライフステージに応じた健康づくり
- (2) 性差や年代に応じた健康づくり
- (3) 自立した生活への支援

- (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見
- (2) 若い世代への啓発・教育の推進

- (1) 安全確保と自立支援の実施

- (1) 相談体制の整備・強化
- (2) 連携体制の充実

- (1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

- (1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

- (1) 市民参加の推進

- (1) 庁内の男女平等の推進
- (2) 計画の推進体制の強化

II 第4次男女共同参画行動計画の推進状況調査（平成25年度実績）

1 推進状況調査の概要

【目的】

第4次男女共同参画行動計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、事業を検証、評価する。また、小金井市男女平等基本条例第11条でも、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を毎年、作成し、公表するものとしている。

【調査事業】

第4次男女共同参画行動計画に掲載になっている121事業

基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む（24事業）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす（51事業）

基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る（28事業）

基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる（18事業）

【対象課】

第4次男女共同参画行動計画に掲載になっている20課

企画財政部（2課）：企画政策課、広報秘書課

総務部（3課）：地域安全課、職員課、管財課

市民部（4課）：市民課、コミュニティ文化課、経済課、保険年金課

福祉保健部（3課）：自立生活支援課、介護福祉課、健康課

子ども家庭部（3課）：子育て支援課、保育課、児童青少年課

学校教育部（2課）：学務課、指導室

生涯学習部（3課）：生涯学習課、図書館、公民館

【調査項目】

○実施内容

○男女共同参画の視点

（概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印。複数回答可）

①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成

②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成

③男女の生活の安定と自立を促す取組

④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援

⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり

⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

○効果（達成度）の理由

○男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性

2 推進状況調査結果の概要

この一覧表は、担当課が平成25年度に行った事業に対して、「男女共同参画の視点」に立った評価を実施し、基本目標別に集計したものです。

目標	事業数		選択項目	効果があったと思われる男女共同参画の視点					
	A	B		①	②	③	④	⑤	⑥
基本目標Ⅰ	24事業	36事業	○又は◎を選択	32事業 (88.9%)	15事業 (41.7%)	12事業 (33.3%)	12事業 (33.3%)	6事業 (16.7%)	6事業 (16.7%)
基本目標Ⅱ	51事業	60事業	○又は◎を選択	12事業 (20.0%)	23事業 (38.3%)	34事業 (56.7%)	16事業 (26.7%)	14事業 (23.3%)	9事業 (15.0%)
基本目標Ⅲ	28事業	36事業	○又は◎を選択	4事業 (11.1%)	1事業 (2.8%)	10事業 (27.8%)	32事業 (88.9%)	0事業 (0.0%)	25事業 (69.4%)
基本目標Ⅳ	18事業	23事業	○又は◎を選択	8事業 (34.8%)	1事業 (4.3%)	0事業 (0.0%)	1事業 (4.3%)	9事業 (39.1%)	11事業 (47.8%)
計	121事業	155事業	○又は◎を選択	56事業 (36.1%)	40事業 (25.8%)	56事業 (36.1%)	61事業 (39.4%)	29事業 (18.7%)	51事業 (32.9%)

※事業数は121事業（上記A欄）ですが、一事業に対して複数課が担当課になっている場合を含めると155事業（上記B欄）あります。

※複数回答可としているため、重複して選択している項目もあります。

※表中の（ ）内の割合（%）は、上記B欄の事業数を基に算出しています。（小数点第二位を四捨五入）

※各項目で割合が高かった視点を で示しています。

3 推進状況調査結果（事業別一覧）の見方

欄外に、「基本目標」（Ⅰ～Ⅳ）及び「施策の方向」（13施策）を記載しています。

「主要施策」（23施策）、「具体的施策」（35施策）、「主要事業」（121事業）を明記しています。

主要事業を担当している課（20課）を記載しています。

担当課が実施した内容を記載しています。参加者数の記載については、可能な限り男女別の人数を明記し、事業目的の達成感を測る指標の一つとしています。

基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む
1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

各主要施策の核となる施策には、具体的施策名の最後に★を記しています。

事業を実施したことにより、「効果があつたと思われる男女共同参画の視点」を以下の6項目から選択しています。（概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています）

【効果があつたと思われる男女共同参画の視点】
① 固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
② 仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
③ 男女の生活の安定と自立を促す取組
④ 課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
⑤ 男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
⑥ 他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

事業を実施したことにより、得られた効果や達成度の理由を記載しています。

事業を実施していく上での、今後の課題や推進の方向性を記載しています。

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があつたと思われる男女共同参画の視点						効果（達成度）の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1) 人権・男女平等の意識改革の推進	人権・男女平等に関する講演会等の開催★	7	人権に関する各種講演会の開催	広報秘書課	第8回人権週間特別講演会「現代の人権問題について考える」参加者：15名	◎						死刑制度やストーカー被害等、市民の関心の高いテーマを設定することにより、人権についての理解を深めることに寄与した。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
		8	男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課	男女共同参画シンポジウム「男女共同参画社会実現の先に～仕事と家庭、私たちの暮らしはどう変わるのか～」を平成25年6月30日に開催した。（参加者76人：女性55人、男性21人）	○	○					講師の実例や世界的な動向等から、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスについて分かりやすく講演いただき、男女共同参画の重要性を学ぶことができた。	時代に合致したテーマを選定し、市民にとって有益なシンポジウムを継続して開催していく。
			「こがねいバレット」の開催	企画政策課	市民実行委員の市民参加により、第27回こがねいバレット「ビューティフルママの時間割 ～子育てと仕事をおいしくMix～」を平成25年11月10日に開催した。（参加者53人：女性27人、男性14人、子ども12人）また、記録集を作成し、市民に広く周知した。（平成26年3月・400部発行）	○	○					実行委員会の中でも男女共同参画の意識が芽生え、また、講演から社会における男女の対等な関係、支え合いの重要性を知ることができた。	より多くの市民に興味をもってもらえるような事業を実施していく。
(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重	人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進	10	人権に配慮した市刊行物等の作成	関係各課（企画政策課）	人権・男女平等に配慮した、情報誌かたらい38号（平成25年9月）・39号（平成26年3月）を各2600部、新成人のみなさんへ（平成26年1月）を4課共同で800部、第27回こがねいバレット（平成26年3月）を400部発行した。	○	○	○	○			各種啓発資料を作成し、広く市民に周知することによって、様々な意識の育成や支援につながった。	掲載内容等の充実を図りながら、今後も継続していく。
				関係各課（広報秘書課）	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り入れる。月2回、1日・15日に発行。平成25年度は1,524,105部発行（平成26年1月15日現在、平成26年1月15日現在）	○						特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・写真を掲載することができた。	掲載内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
				関係各課（児童青少年課）	計画上の担当課を関係各課とした事業の内、推進状況の報告のあつた課については、()内に記載しています。	○						人権の尊重に向けた啓発活動として一定の効果があつた。	継続して実施する。
		11	表現ガイドラインの周知と活用	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらつたため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」を市ホームページに掲載した。また、庁内でも情報共有し、適切な表現を呼びかけた。	○					○	男女共同参画の視点からの表現に係る調査（平成25年度、庁内全課対象）から、概ね適切な表現が用いられているという結果が得られた。（p38・p39ページ掲載）	今後も全庁的に適切な表現を用いられるように継続して周知、活用していく。

4 推進状況調査結果（事業別一覧）

■男女共同参画の視点（概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています）

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標 I 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果（達成度）の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1)人権・男女平等の意識改革の推進	人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進	1	男女平等都市宣言の浸透	企画政策課	男女平等都市宣言について、第27回こがねいバレット記録集、新成人のみなさんへ（成人式配布冊子）、男女共同参画シンポジウム参加者用配付資料及び市ホームページに掲載した。また、男女共同参画シンポジウムやDV防止普及啓発パネル展でもパネルを展示し、広く周知した。	○					○	男女平等都市宣言を広く市民に周知することにより、人権尊重・男女平等の意識や男女ともに社会参加する意識の育成につながった。	男女平等都市宣言を更に浸透させていくため、今後も継続して周知していく。
		2	男女平等基本条例の普及	企画政策課	男女共同参画シンポジウムの参加者に対して、男女平等基本条例の基本理念、市・市民・事業者等の責務、しきみを明記した資料を配付し、条例の普及を図った。	○	○				○	男女平等基本条例が制定されていることを知らなかった市民に対しても、男女共同参画に係る意識を普及することができた。	男女平等基本条例を更に普及させていくため、今後も継続して周知していく。
		3	人権・男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	企画政策課	情報誌かたらい38号（平成25年9月）・39号（平成26年3月）を各2600部、新成人のみなさんへ（平成26年1月）を4課共同で800部、第27回こがねいバレット（平成26年3月）を400部発行した。また、国・都・他自治体が発行した各種啓発資料を活用し、広く市民に周知した。	○	○	○	○			各種啓発資料を作成・活用し、広く市民に周知することによって、様々な意識の育成や支援につながった。	掲載内容等の充実を図りながら、今後も継続して作成・活用していく。
				広報秘書課	人権週間意識啓発事業用リーフレット（1,400部）	◎				◎	◎	人権擁護委員と連携をとり、人権意識をより成熟させるために広く啓発した。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
		4	人権・男女平等に関する図書・資料の収集の充実	企画政策課	男女平等に関する図書（女性情報、We learn、女性展望、共同参画、とうきょうの労働）や各種資料を収集し、市民が閲覧できる環境を整備した。	○	○	○	○			男女平等に関する図書・資料の収集の充実を図ることによって、市民が男女共同参画に触れる機会を提供できた。	男女平等に関する情報を提供するため、今後も図書・資料の収集を充実させていく。
				図書館	人権・男女平等に関する図書類や関係資料の収集に努める。	○						誰でも利用できる図書館においては、関係資料の閲覧貸出しが可能である。	今後も、人権・男女平等の資料の収集に努める。
		5	情報誌「かたらい」の発行・周知	企画政策課	市民編集委員の市民参加により、男女共同参画に係る企画を検討・取材後に情報誌を作成・発行し、広く市民に周知した。 ・38号「東京しごとセンターに行こう！」（平成25年9月・2600部発行） ・39号「伝統に生きる！」（平成26年3月・2600部発行）	○	○	○	○			情報誌「かたらい」では、男女共同参画に係る様々な記事を掲載しているため、男女平等意識の育成等、幅広い効果が図られた。	掲載内容等の充実を図りながら、今後も継続して発行・周知していく。
		6	女性史の視点をとり入れた市史の編集・発行	生涯学習課	小金井市史の発行のための編さん活動に、元小金井女性史を作る会の方に協力していただいた。	○						女性史の観点からみた内容を市史に反映した。	引き続き市史を発行する活動を行う。
		7	人権に関する各種講演会等の開催★	広報秘書課	第8回人権週間特別講演会「現代の人権問題について考える」参加者：15名	◎						死刑制度やストーカー被害等、市民の関心の高いテーマを設定することにより、人権についての理解を深めることに寄与した。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
	8	男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課	男女共同参画シンポジウム「男女共同参画社会実現の先に～仕事と家庭、私たちの暮らしはどう変わるのか～」を平成25年6月30日に開催した。（参加者76人：女性55人、男性21人）	○	○					講師の実例や世界的な動向等から、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスについて分かりやすく講演いただき、男女共同参画の重要性を学ぶことができた。	時代に合致したテーマを選定し、市民にとって有益なシンポジウムを継続して開催していく。	
	9	「こがねいバレット」の開催	企画政策課	市民実行委員の市民参加により、第27回こがねいバレット「ビューティフルママの時間割～子育てと仕事をおいしくMix～」を平成25年11月10日に開催した。（参加者53人：女性27人、男性14人、子ども12人）また、記録集を作成し、市民に広く周知した。（平成26年3月・400部発行）	○	○					実行委員会の中でも男女共同参画の意識が芽生え、また、講演から社会における男女の対等な関係、支え合いの重要性を知ることができた。	より多くの市民に興味をもってもらえるような事業を実施していく。	
(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重	人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進	10	人権に配慮した市刊物等の作成	関係各課（企画政策課）	人権・男女平等に配慮した。情報誌かたらい38号（平成25年9月）・39号（平成26年3月）を各2600部、新成人のみなさんへ（平成26年1月）を4課共同で800部、第27回こがねいバレット（平成26年3月）を400部発行した。	○	○	○	○		各種啓発資料を作成し、広く市民に周知することによって、様々な意識の育成や支援につながった。	掲載内容等の充実を図りながら、今後も継続していく。	
				関係各課（広報秘書課）	市報等にイラストや写真を掲載する際、男女平等の視点を取り入れる。月2回、1日・15日に発行。 平成25年度は1,524,105部発行 （平成25年4月15日号～平成26年4月1日号）	○					特段指定のあるものを除き、男女のバランスのとれたイラスト・写真を掲載することができた。	掲載内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。	
				関係各課（児童青少年課）	「小金井市子どもの権利に関する条例」リーフレット（小学生版・中学生以上版）を配布（市内公立小・中学校の1年生には全員配布）。また、健全育成各地区行事でも配布した。	○						人権の尊重に向けた啓発活動として一定の効果があった。	継続して実施する。
	11	表現ガイドラインの周知と活用	企画政策課	男女共同参画の視点を意識してもらうため、「男女共同参画の視点からの表現の手引き」をホームページに掲載した。また、庁内でも情報共有し、適切な表現を呼びかけた。	○					○	男女共同参画の視点からの表現に係る調査（平成25年度、庁内全課対象）から、概ね適切な表現が用いられているという結果が得られた。（p38・p39ページ掲載）	今後も全庁的に適切な表現を用いられるように継続して周知、活用していく。	

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(2)男女共同参画の基盤となる人権の尊重	人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進	12	メディア・リテラシーに関する普及・啓発を通じた性差別の防止	企画政策課	市報「みんなのひろば」において、「男女平等に配慮した表現とメディアリテラシー」と題した記事を掲載し、男女がともに、人権が尊重され、多様な個性を発揮できるように普及・啓発を促した。	○						市報「みんなのひろば」を活用して、男女平等意識・人権意識を広く市民に普及・啓発することができた。	性差別の防止のため、今後も市報等を活用して、広く市民に普及・啓発を図っていく。
		13	苦情処理窓口及び苦情処理委員の周知・運用	企画政策課	男女平等に関する「苦情」・「相談」の窓口を設置し、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことができる体制を整えた。また、市報、市ホームページ、刊行物等において、広く市民に周知した。				○			市民からの申し出が無かったが、男女平等に関する「苦情」・「相談」に対して支援できる体制を整えた。	市民の苦情処理に対応するため、今後も継続して周知・運用していく。
		14	性別による差別や男女平等を阻害する人権侵害に対する苦情・相談の受付	企画政策課	苦情処理窓口の設置、女性総合相談を実施し、人権侵害に対する苦情・相談を受け付けるとともに、市ホームページではセクシャル・ハラスメント防止について情報提供し、また相談先等も周知した。				○			女性総合相談では、男女平等を阻害する人権侵害に対して、問題解決の方向が見いだせるよう援助した。	苦情・相談の受付に対応するため、今後も継続して実施していく。
				広報秘書課	市民相談244回1,357件、人権身の上相談14回21件		○	○	◎	◎	専門性の高い相談内容については、関係部署へつなげ、本人の負担が軽減されるよう配慮し、差別の根絶のための支援を行った。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。	
		15	教育の場における人権教育の推進	指導室	教育委員会基本方針や教育施策に人権尊重の精神や人権教育を位置付け、その教育の推進に努めた。	○						各校の教育課程に人権教育が位置付けられ、推進された。	今後も継続して、各校の人権教育を向上させる。
	多文化共生のまちづくり	16	多文化社会への理解と推進	広報秘書課	外国人相談2回2件、非核平和事業非核平和映画会「はだしのゲン」「シュガーランチュ」上映 参加者150人 原爆写真パネル展・非核ビデオ放映会 参加者301人 横断幕掲出 市内5か所 7月17日～8月15日 原爆死没者への黙とう 「平和行事」参加の旅 市民参加者16人(女性11人、男性5人) 第6回平和講演会 参加者71人	○	○		○		○	様々な事業を通し、平和の尊さについて啓発することができた。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
				指導室	大学在学中の留学生や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人と小学生・中学生が交流活動を実施した。	○							主に留学生を活用し交流が図られた。
		17	在住外国人との交流と国際理解の推進	コミュニティ文化課	国際交流として、日本語スピーチコンテスト(参加者68人)・うどん打ち体験会(36人)・子ども国際交流フットサル大会(111人)を実施した。また、国際理解として、駐日イスラエル大使をお迎えして、国際理解講座「中東の今と未来」(60人)を開催した。	○						市民の人権意識の醸成につながる、国際交流及び国際理解を推進する事業を実施した。	参加者アンケートからも各事業の継続を求める声が多く、今後も同事業の充実を図りたい。
	公民館			青年国際交流講座「生活日本語教室」年間43回 延参加者数1,040人 国際交流事業「住んでみわかるシリア～シリアの中で見たこと、感じたこと、そして今は…～」受講者数26人(女性16人、男性10人) 「住んでみわかるマレーシア～定年後に住んでみたい国NO1となった国ってどんな国～」受講者数26人(女性13人、男性13人) 「豊かな国コロンビア」受講者数21人(女性20人、男性1人)			○		○		市内在住外国人の男女がお互いの理解を深めるとともに、日常会話の支援をする場を提供することができた。気軽に参加できる場を設定し国際交流の推進に貢献するとともに、異文化への理解が図れた。	今後も継続して実施する。	

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標 I 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性	
						①	②	③	④	⑤	⑥			
(1)教育の場における男女平等教育の推進	幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進	18	男女平等の視点に立った教育の推進	指導室	教員に対して、研修会を実施するとともに人権教育推進委員会、校長会等で学校における男女平等の視点に立った教育を働きかけ、その推進を図った。	○						研修会等を開催したことで、教員の男女平等の視点を含めた人権教育への理解が進み、日々の教育活動に反映することができた。	今後も継続して、その理解を深めていく。	
			固定的な性別役割分担意識にとらわれない個々の能力に応じた進路指導の充実	指導室	性別にとらわれない進路指導を実施した。	○		○				性別にとらわれない、能力、適正を活かした進路指導を心がけた。	性別にとらわれないことなく、能力、適正を活かした適切な指導の充実を図る。	
			保育・教育関係者に対する研修の充実	職員課	関係各課と連携しつつ、実施方法等を含め検討を行う。	○							将来の課題として、実施方法等を含めて検討課題となっている。	将来の課題として、実施方法等を含めて検討課題となっている。
				指導室	教員研修への参加や日常的な校内における人権教育プログラムを活用した研修の実施などを働きかけた。	○							校内研修等によって、人権教育プログラムの活用が進むなど、人権教育に関する研修の充実が図られた。	子供たちの人権教育を推進する教育者としての意識を高める。
(2)生涯を通じた男女平等教育の推進	家庭における教育・学習の推進	21	性別にとらわれない家庭環境づくりに向けた各種教室等における啓発	健康課	両親学級 平成25年度実績 実施回数：平日3日コース(年4回)、土曜2日コース(年6回) 平日3日コース：参加実人数61人【女性：47人、男性14人】 土曜2日コース：参加実人数270人【女性：140人、男性130人】	◎	○	○				両親で参加しやすい土曜日コースのニーズが高いため、事業の見直しを行い土曜日コースを増やした。また、駐車場がある保健センターを実施会場にした。	今後も男女が参加しやすい環境の充実を図っていくことにより、家庭において、共に子育てに関わっていくよう支援する。	
				子育て支援課	エンジェル教室 年24回(2日間コース) 参加者 保護者603人(女性597人、男性6人) 子ども597人 カルガモ教室 年12回 参加者 保護者150人(女性) 子ども151人	○	○						親子遊び、保護者同士の交流や情報の提供、育児に必要な知識の普及等を図ることで、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。	教室についてはニーズの高い事業であるため、今後も継続実施。
				生涯学習課	家庭と学校・地域が密接な連携を保ちつつ、児童・生徒のより良い教育環境づくりと人間性豊かな子どもの育成を図るために、保護者と子どもがともに学習するための場を設けた。男女平等教育の推進をテーマとした講座も整えた。	○							家庭教育学級は委託先(各小中学校PTA)が企画実施している。内容については各学校の実態に合わせて計画し実施することができた。	引き続き、家庭教育学級を実施する。
				公民館	「オレ流おやじ塾」受講者10人 「女のDIY講座」受講者20人 障害者青年学級「みんなの会」年間25回 延参加者数1,296人	○	○	○	○	○			各講座を通じて、参加者に対して男女の固定的な役割分担にあてはまらない多様な生き方、男女平等について理解が図れた。	今後も継続して実施する。
	地域・社会における教育・学習の推進★	23	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座等の企画・運営の検討と活動支援	生涯学習課	市民の方が主催する学習会などに、要請に応じて市役所職員が出向き説明をする機会「出前講座」を実施。男女共同参画の講座も整えた。社会教育関係団体の登録を行い団体の活動支援を行った。	○					○	地域活動団体への学習の機会の提供、社会教育関係団体の登録を行い団体の活動支援を行った。	市報等でPR等を行い、学習の場の提供等を引き続き行う。	
				公民館	「オレ流おやじ塾」受講者10人 「女のDIY講座」受講者20人 障害者青年学級「みんなの会」年間25回 延参加者数1,296人	○	○	○	○	○			各講座を通じて、参加者に対して男女の固定的な役割分担にあてはまらない多様な生き方、男女平等について理解が図れた。	今後も継続して実施する。
24	男女共同参画に関する講座・学習会の開催	公民館	市民がつくる自主講座(男女共同参画部門) 「女と男の研究」受講者数21人 「女性のための起業入門」受講者13人 『中学校公民教科書で「家族・家庭」「人権・平等」他』受講者17人 「みどりが萌える町をつくらう」受講者42人 「心をつめて元気になる！夢ラビー」受講者15人	○	○	○	○	○	○		各講座を通じて参加者が男女共同参画について考えることができた。	今後も継続して実施する。		

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

1 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境づくり	誰もが働きやすい職場づくりの促進	25	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及・啓発	企画政策課	市報、市ホームページ、刊物等を通じて、ワーク・ライフ・バランスに係る記事の掲載や情報提供を行い、また、男女共同参画シンポジウムやこがねいパレット等において、仕事と生活の調和に係る講演会を実施した。	○	○					ワーク・ライフ・バランスに係る情報提供や講演等を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識の育成、仕事と生活が両立できる社会風土や意識の醸成を図った。	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進するため、今後も継続して情報提供等を実施していく。
				経済課	窓口でのパンフレット掲出等による情報提供		○					窓口来庁者への情報提供により、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や意識の育成につながった。	引き続き情報収集を行い、情報提供できる体制を整える。
		26	事業所への意識啓発	経済課	窓口でのパンフレット掲出等による情報提供		○					窓口に来庁した事業所へ情報を提供することにより、事業所の意識の育成につながった。	引き続き情報収集を行い、情報提供できる体制を整える。
		27	多様な働き方の普及・啓発	経済課	窓口でのパンフレット掲出等による情報提供		○	○				窓口来庁者へ情報提供を行うことで、生活の安定と自立を促し、意識の育成につなげることができた。	引き続き情報収集を行い、情報提供できる体制を整える。
(2)働く場における男女平等の推進	雇用の場における男女共同参画	28	関連法令等の周知徹底	企画政策課	市ホームページを通じて、関連法令等の情報提供を広く行った。		○					関連法令等を情報提供することによって、働く場における男女平等の推進を図った。	仕事と生活が両立できる社会環境づくりのため、今後も関連法令等を市ホームページ等で情報提供していく。
				経済課	就労支援サイト「こがねい仕事ネット」にて東京都HP等へのリンクを行うことで、関連法令等も容易に検索可能とした。各機関から送付されたパンフレット等の窓口掲出。市報への情報掲載。			○				関係法令等の情報提供により、男女の生活の安定と自立促進に繋げることができた。	引き続き周知のため、「こがねい仕事ネット」における東京都HP等へのリンク、窓口掲出、市報掲載を実施する。
		29	労働相談などの各種相談窓口の周知	経済課	窓口での各種機関のパンフレット等掲出。こがねい仕事ネットにおける各種機関HPへのリンク。			○				ハローワーク、しごとセンター、労働情報センター等の案内を行うことで、相談窓口の周知を行った。	引き続き労働相談機関の情報収集を行い、提供を行う。
		30	公共調達における男女共同参画の尊重	管財課	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定 男女共同参画を推進している企業への入札加算		○	○				総合評価落札方式の加算項目として企業に示すことにより、社会環境改善に向けての意識付けに貢献できた。	今後も引き続き総合評価落札方式の活用により企業の意識付けとして推進することとする。
(3)女性の就労に関する支援	女性の職業能力・意識の向上★	31	再就職支援講座	企画政策課	再就職を希望している女性を対象に東京しごとセンター多摩と共催で再就職支援講座を開催した。(参加者:女性26人)		○	○				再就職支援講座を開催し、仕事と生活が両立できる意識の育成や生活の安定と自立を促した。	女性の就労に関する支援をするため、今後も再就職支援講座を開催していく。
		32	職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	経済課	窓口での東京都職業能力開発センターの案内パンフレット等の掲出や市報等での周知。			○				男女を問わず職業能力向上のための情報の提供ができた。	引き続き職業能力向上のための職業訓練施設やセミナー等の情報提供を行う。
		33	就業機会拡大のための支援・情報提供	経済課	求人情報の就労支援サイト「こがねい仕事ネット」掲載及び窓口掲出。平成25年度「こがねい仕事ネット」閲覧数30,799件			○				求人情報を無料で随時「こがねい仕事ネット」に掲載及び窓口掲出することにより、男女を問わず広く情報を提供することができた。	今後も需要が見込まれるため、引き続き実施予定。
		34	事業所との連携及び情報提供	経済課	窓口でのパンフレット等掲出		○					パンフレットの掲出等を行うことにより、事業所に対して情報提供を行った。	引き続き情報収集を行い、情報提供できる体制を整える。
		35	女性農業者への研修の促進	経済課	東京都農業経営者クラブ主催の先進地視察、勉強会、セミナー等の案内を市内農家に対して行った。				○			農家に対して視察等の参加をJA支部回覧または直接呼びかけたことで、興味を持ち、女性の参加数が増えた。	農業経営向上に繋がる視察等をJA支部回覧等を活用し、農家に対して積極的に参加するよう周知することが課題である。
		36	家族経営協定の締結促進	経済課	農家支部別座談会等で家族経営協定の締結を促した。				○			家族経営協定を今まで考えていなかった農家に対して、考え直すきっかけとなった。	今後も農家支部別座談会等を通じて、家族経営協定を締結するよう促していくことが必要である。
		37	商工会等との連携	経済課	経営力向上や地域振興を目的とした青年部、女性部の活動に対し、補助金交付により支援を実施した。			○		○		部員の力による企画・立案、地域振興等の実施や、女性経営者・経営参画者の地位向上、資質向上に資する取組に対し補助を行うことができたため。	引き続き支援を行うことが必要だが、補助金交付以外の方法も一定検討の必要がある。

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

2 家庭生活との両立支援

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果が(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性	
						①	②	③	④	⑤	⑥			
(1)育児や介護等への支援体制の整備	地域での子育て支援体制の充実★	38	既存の保育事業の充実と新たな保育施策の検討・拡充	保育課	けやき保育園移転に伴い、定員増を行った。また、各公立保育園の有効面積を最大限活用し、緊急的に受け入れを拡充した。		○					平成25年12月にけやき保育園(5人増員)、平成26年4月にけやき保育園(14人増員)、平成26年5月に公立5園(10人増員)で定員を拡充した。	定員拡充を図ったが、未だ待機児童は数多く存在する。今後も待機児童解消のための施策を検討する。	
		39	保育所の待機児童解消施策の充実	保育課	定員の拡充。		○					平成25年12月にけやき保育園(5人増員)、平成26年4月にけやき保育園(14人増員)、平成26年5月に公立5園(10人増員)で定員を拡充した。	定員拡充を図ったが、未だ待機児童は数多く存在する。今後も待機児童解消のための施策を検討する。	
		40	学童保育の推進	児童青少年課	保護者の就労等により放課後の保育を受けることができない小学校1年生から3年生(障害児は4年生)までの児童の健全な育成を図った。定員760人、入所児童数726人(平成25年4月1日)		○	○					保護者が働き続けられる環境を提供できた。	継続して実施する。
		41	子育てに関する情報・相談の充実	健康課	平成25年度実績 相談延人数:乳児1,278人、幼児993人		○	○	○				日常的に継続して相談できる場として、乳幼児の成長に合わせ、各年齢に応じた広範囲にわたる個別健康相談を実施した。また、助産師による母乳相談も行い、専門的な相談も受け付けた。	個別に相談できる場を提供し、母親が孤独な育児状況にならないように支援していくとともに、父親の育児参加を積極的に促していく。
				子育て支援課	子ども家庭支援センター総合相談件数 実数:468件 延数:2,923件				○	○	○		相談内容に応じて、子育て情報・サービス等の提供を行い、必要時関係機関との連携を図ることにより、家庭で安心して子育てができる環境づくりにつながった。	子育ての支援・情報提供等の発信の場として、関係機関との連携も含め、今後も継続実施。
				保育課	各園で随時子育て相談は受けており、保育園開放により育児講座や交流の場を設けるなどしている。また、保育園での企画の情報は、市報及びホームページに掲載している。		○						子育て相談及び交流の場を設けることにより、育児に悩む子育て家庭の支援に繋がっている。また、未入園児の保護者に対してその様な機会を設けることにより、仕事と両立する上で精神的負担の軽減に繋がっていると考えられる。	引き続き、市報及びホームページで広報していく。
		42	子ども家庭支援センターや児童館を利用した子育てひろば事業の推進	子育て支援課	子ども家庭支援センター ゆりかごひろば利用数:保護者 11,861人 乳幼児 13,340人 合計 25,201人		○	○	○				子ども家庭支援センターにおける親子あそびひろばや各種講座、子育て相談等を実施することにより、子どもと家庭が安心して健康に生活できる環境づくりにつながった。	内容の見直し・充実を図りながら、事業を継続して実施。
				児童青少年課	児童館において子育てひろば事業を実施し、親子同士の交流の場を提供した。		○	○					父親の参加を含め親子同士の交流を図ることにより、地域での子育て支援体制の充実と一定の効果があった。	継続して実施する。
		43	居宅訪問による子育て支援事業の充実	健康課	新生児及び妊産婦を対象に、発育や疾病予防等、育児上必要な事項や日常生活等について、訪問指導員等が家庭訪問の上、適切な指導・助言等を行った。 平成25年度実績 訪問延べ数:1,072件(未熟児訪問指導含む)		○	○	○		○		発達状態を確認するだけではなく、妊産婦が安心して子育てができるよう、病気や健康状態、予防接種のこと等について、わかりやすい指導を行うよう心がけた。里帰り等市外で出産した方へも、他市区町村と協力し訪問指導を実施した。また、出生通知票を提出しない家庭には、直接家庭訪問を行うなどし、全戸訪問を目指した。	今後も事業を継続して、内容の更なる充実を図りつつ、地域で安心して子育てできるよう支援する。
				子育て支援課	育児支援ヘルパー事業 利用者数34人 養育支援訪問事業 利用者数22人 育児支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者18人 養育支援ヘルパー研修会 年1回開催 参加者20人		○	○	○				産後2か月以内またはその後において、家事・育児の支援が必要な家庭に育児支援ヘルパー・養育訪問事業を実施することにより、安心して子育てができる環境づくりにつながった。	支援が必要な家庭への事業であること。また、ニーズも高いことから、今後も継続実施。
高齢者・障がい者等への社会的支援の充実	各種サービスに関する相談支援・情報提供	44	高齢者福祉・介護保険サービスの充実	介護福祉課	住み慣れた地域での在宅生活継続を支援するために、サービス提供を行う。認知症高齢者グループホームや小規模多機能型事業所など、市民のニーズに対応する形で新規事業所の立ち上げ及び運営等を後方支援している。			○	○	○		計画策定事前のアンケート等で市民からの要望が大きかったグループホームや小規模多機能型など施設を着実に整備できており、一定の成果を挙げている。	高齢社会は加速度的に進行しており、必要となる施設の整備がいまだに十分とはいえない現状がある。	
		45	障がい福祉サービスの推進	自立生活支援課	①心身障害者(児)の通所訓練等を運営する民間団体等に対してその経費の一部を助成し、在宅の心身に障がいのある人(児)の自立を促進する。 ②保護者の負担軽減を図ってきた。		○					心身障害者(児)通所訓練等事業を運営する民間団体等に対してその経費の一部を助成することにより、障がいのある人の活動の場を確保できた。	相談支援事業の促進や、多子軽減措置に伴う利用者負担軽減を図っていききたい。	
		46	自立生活支援課	自立生活支援課	障がいのある人の様々な相談に応じ、必要な助言や指導等を行い、人権を尊重された安全、安心な地域生活を送るための支援を行う。 相談支援実利用人数 4,949人、相談支援件数 32,375件				◎	◎	○	○	個々の相談に応じ必要な支援を行うことにより、障がいのある人が人権を尊重された安全、安心な地域生活を送ることができよう努めた。	障がいのある人がより身近で気軽に利用できる相談体制を整備することが必要。また相談員は様々なニーズに対応できるだけの専門性が求められる。
				介護福祉課	地域包括支援センターなどの相談機関設置をはじめ、市民向けには介護サービス事業者ガイドブック等資料を発行し、制度周知に努力している。		○		○	○			制度発足から10年以上がたち、作成した資料の市民向け配布などが周知に結びついた結果、介護保険制度は着実に定着してきており、多くの高齢者のサービス利用につながっている。	高度化する高齢社会に対応するため、介護保険制度自体が年々複雑な改正を重ねており、より丁寧かつ十分な周知が必要となってきている。
47	家族介護者への支援の充実	介護福祉課	家族会および家族向けの介護教室等を委託で実施している。家族会については3か所の法人で土曜日に開催した。(就労者も参加しやすいよう) 30回実施、延べ268人参加		○	◎	○	○			男性向けの料理教室等、男性介護者も参加しやすいテーマを設定し、実施した。	介護者が孤立することのないよう、事業についての普及啓発を行う。(介護事業者にも年度当初に説明)		
(2)各家庭の状況等に合わせた支援	支援が必要な家庭への各種サポート	48	ひとり親家庭等に対する支援体制の推進	子育て支援課	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 5世帯実施		○	○				家事または育児等の日常生活に支障があるひとり親家庭に対してヘルパーを派遣することにより、就労との両立支援を行った。	ひとり親家庭の生活と就労の両立に必要な事業であり、今後も継続して実施する。	

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす
3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性		
						①	②	③	④	⑤	⑥				
(1)地域づくり活動における男女共同参画の推進	地域活動団体等の活動促進★	49	市民活動団体等の活動の支援	コミュニティ文化課	第4回こがねい市民活動まつり内において、NPO講演会として「市民活動から行政とのパートナーシップへ～遊び場づくりの実践から～」(参加者19人)を実施した。						○	市民協働推進という観点から行った事業であり、NPO団体と連携して実施し、市民への協働意識の向上に寄与することができた。	市民の協働意識の更なる向上を図るためにも、継続が必要と考える。		
		50	ボランティア育成の推進	生涯学習課	小金井市、国分寺市、小平市、東京学芸大学とが連携し、地域や学校等でボランティアとして活躍していただく方のための講座を実施した。平成25年度は小金井・国分寺・小平会場において23講座を開催し、延べ417人(実数:男性48人、女性235人)の参加があった。						○	地域・社会における教育・学習の場を提供することができた。	講座参加者の活動の場を広げることが必要となる。		
		51	少年少女各種スポーツ教室の開催	生涯学習課	高度の資質を有する指導者からの指導により、少年少女にスポーツの基本と楽しさを体験してもらい、スポーツに対する夢を育み、心身ともに健やかな成長を促した。	○							男女一緒に活動することにより、参加児童の中に男女平等の意識が芽生えた。	子ども達に対するスポーツの振興として今後も継続して実施する。	
		52	青少年健全育成団体への支援	児童青少年課	青少年健全育成地区委員会への補助金交付及び環境浄化活動を支援。子供会育成連合会への補助金交付及び青少年育成指導への補助。市・青少年健全育成6地区連合会による「子ども週間行事」及び「市民まつり子ども部門行事」を実行委員会方式で実施した。							○	環境浄化活動、子ども週間行事、市民まつり子ども部門行事の実施により、地域での子育て支援体制の充実、地域活動団体等の活動促進により参画いただく環境づくりに一定の効果があった。	継続して実施する。	
				生涯学習課	市内で活動している小金井市スカウト協議会に対し、運営費の一部の補助を行った。							○	市内のボーイスカウト・ガールスカウトの各団が連携をして奉仕活動や指導者等の育成など行うことができた。	市内の様々なイベントにボランティアとして活動している団体であり、今後も引き続き補助をしていく。	
	53	老人クラブ活動への助成を通じた支援	介護福祉課	小金井市悠友クラブ及び小金井市悠友クラブ連合会への補助金交付を通じて、高齢者福祉を増進することを目的とする事業の振興を図る。 単位老人クラブ 15団体 5,056,600円 老人クラブ連合会 1団体 3,740,000円 会員数 1,426人(男性428人、女性998人)							○	老人クラブ活動の支援を通じて、会員等の社会参加機会の創出に寄与した。	引き続き、老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成と、地域高齢者福祉の増進を図る。		
	女性リーダーの育成促進	54	女性リーダーの育成に向けた情報提供	関係各課(企画政策課)	国・都等が開催する女性リーダー育成のための研修等を関係団体・市民に対して情報提供を行った。							○	関係団体等への情報提供によって、男女がともに様々な社会参加・方針決定過程に参加するための機運を高めることができた。	リーダーとして活躍する女性の増加を目指すため、今後も関係団体・市民に対して、様々な研修等の情報提供を実施していく。	
		55	国内研修事業への参加の促進	企画政策課	国内研修事業への参加を促進するため、市報、市ホームページ、情報誌かたらい、チラシ配布等を行った。	○						○	国内研修事業の周知により、5名から申込み、4名の参加があり、男女共同参画に係る様々な研修に参加していただくことができた。	男女共同参画に係る研修等に参加していただく市民を増やすため、今後も継続して、国内研修事業への参加の促進をしていく。	
		56	児童館ボランティアリーダーの育成	児童青少年課	児童館事業(夏期クラブ、わんぱく団等)でのボランティアリーダーとしての中・高校生世代の育成した。(平成25年度399人)								○	児童館事業を通じて地域で活動する中・高校生ボランティアリーダーを育成することが、男女が共に参画する環境づくりに一定の効果があった。	継続して実施する。

4 生涯を通じた男女の心身の健康支援

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性	
						①	②	③	④	⑤	⑥			
(1)女性のライフステージに応じた健康づくり	母子保健事業等の推進	57	妊婦届出・母子健康手帳交付	健康課	平成25年度実績 妊婦届出数:1,175件 母子健康手帳交付:1,202件			○	○				妊婦届出書を提出した妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、母と子の健康保持を図った。また、妊婦届にあるアンケートで、出産前の不安を解消するように努めた。	母子保健法に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊婦期及び育児期を過ごせるよう支援する。
		58	各種健(検)診、保健指導等の充実	健康課	妊娠中から出産後の妊産婦を対象に各種健診を行うとともに、経済的理由により保健指導を受けることが困難な妊産婦に対して保健指導票を発行し母子の健康管理を行った。 平成25年度実績 各種健診受診者数 ・妊婦健康診査 1回目:1,077人 ・妊婦健康診査 2～14回目:10,567人 ・妊婦超音波健康診査:343人 ・妊婦歯科健康診査:127人 ・産婦健康診査:1,062人 保健指導票発行延数及び受診延数 ・妊婦:発行延数0件、受診延数0件 ・産婦:発行延数3件、受診延数2件						○	○	妊婦・出産期にある女性の健診事業を充実させ、母子の健康管理を行うことに努めた。	母子保健法に基づき、今後も事業を継続し、安定した妊婦期及び産後を過ごせるよう支援する。

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1)女性のライフステージに応じた健康づくり	母子保健事業等の推進	59	母性の健康管理の情報提供	健康課	就労する妊婦のため、リーフレットの配布等を行った。		○	○	○			「母と子の保健バッグ」同封のサービスガイドに「母性健康管理指導事項連絡カード」を綴じ込み、就労している妊婦の健康管理を支援した。	今後も継続的な情報提供を行い、就労している妊婦の健康を支援する。
		60	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	健康課	パンフレット等により情報提供を行った。	○		○				パンフレット等により情報提供を行った。	今後も継続してパンフレット等による情報提供を行い、社会全体の理解を深めていくことが必要である。
		61	母子保健に対する男性への啓発・支援	健康課	妊娠届を受付ける際に、母子手帳の交付とともに父親ハンドブックを配布した。	○	○	○				父親ハンドブックを配布することで、父親の育児への参加を促すとともに、子どもとの関わり方を啓発した。	今後も継続し、より一層父親の育児参加を促していく。
(2)性差や年代に応じた健康づくり	健康づくりの推進	62	各種健(検)診等の実施	健康課	高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条に基づき、生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から健康診査等を実施する。 (25年度特定健診受診者数 男性:3,849人 女性:5,675人) (25年度後期高齢者健診受診者数 男性:2,738人 女性:4,288人)				○	○		関係各課との調整により年齢、内容により受診券の色を分け、利用方法についてのパンフレットを作成、送付した。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、引き続き事業実施する。
					○特定健診等に乗せして、胸部レントゲン検査、尿酸、心電図及び眼底検査等を実施した。 また、特定健診等の対象とならない市民に対して、集団健康診査を実施した。 平成25年度実績 フォロー健康診査 40歳以上の小金井市国民健康保険加入者 9,524人 後期高齢者医療保険加入者 7,026人 40歳以上のその他医療保険加入者 885人 集団健康診査 35～39歳 47人 40歳以上の医療保険未加入者及び切替者 82人 16歳～39歳で心身に障害のある者 51人 肝炎ウイルス検診 940人 ○女性の健康保持及び増進を図るため、子宮がん検診及び乳がん検診を実施した。 平成25年度実績 子宮がん検診受診者数 2,708人 乳がん検診受診者数(視触診のみも含む) 2,408人 ○骨粗しょう症予防のため、35～70歳の節目年齢の女性を対象に骨粗しょう症検診を実施した。 平成25年度実績 受診者数 171人				○		市民の健康維持・管理のため、また健康に対する不安がある方や経済・生活問題等のある方にも、健診を受診できる機会を提供し、たれもが健康で安定した生活を送れるように、事業を継続して実施していく。		
		63	健康相談等の実施	健康課	市民の健康保持・増進のため、疾病予防の健康相談、保健指導を実施した。 また、健康相談の一環として、健康に対する意識を高めるために、健康講演会を実施した。 ○平成25年度実績(健康相談) 相談実施回数 24回 相談延人数 134人 ○平成25年度実績(健康講演会) 実施回数 医科・5回、歯科・3回 延参加人数 医科・141人、歯科・36人 ※上記の他、医師会館で3回実施した。				○			市報・ホームページ等で周知を図るとともに、利便性を考慮し、市内3か所で相談を行ったほか、市民が参加したくなるようなテーマの講演会を実施した。また、小金井市医師会に委託を行い、土曜日に健康講演会を実施することで、平日に参加することが難しい市民も参加できるようにした。	市民の生涯健康を促進するためにも、多様な診療科目の医師の相談を継続することで、健康づくりを支えて行く。健康講演会は各年代や性差に応じて、その都度広く市民の興味関心が高い内容で実施していく。
		64	健康手帳の交付	健康課	各種健診(検診)の記録、その他健康保持に必要な事項を記載し、自らの健康管理と医療の確保に役立てることを目的として、40歳以上の市民に健康手帳を交付する。 平成25年度実績 交付者数 1,825人					○			市民が多く利用する第2庁舎(保険年金課)でも交付できるようにした。
65	医療機関等との連携	健康課	地域救急医療対策の一環として、病医院の休診日にあたる休日、祝日及び年末年始に急患者に対する初療施設を確保している。 平成25年度実績 (休日診療)休日数 71日、医療機関数 284か所、総患者数 7,993人 (休日準夜)休日数 71日、医療機関数 71か所、総患者数 640人					○	○		市報・ホームページ等で制度の周知を図った。	今後も継続して実施し、安心感を得て充実した生活を送ることができる環境づくりを図る。	

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性						
						①	②	③	④	⑤	⑥								
(2)性差や年代に応じた健康づくり	健康づくりの推進	66	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	生涯学習課	「いきいき健康スポーツ教室」日頃運動不足に陥りがちな高齢者に対して運動することを通じて体力維持、健康づくりについて進んで取り組む意欲を高めてもらうこと、また、この教室を通じて参加者の親睦をはかり仲間とともにいる喜びが心身の健康の糧になることを知ってもらう機会となった。 全9回30人(延べ人数149人)参加								スポーツ初心者を対象としているため、極めて入門的な内容で実施した。	高齢者の体力維持・健康づくりの場として今後も継続して実施する。					
			食育の推進	健康課	妊産婦・乳幼児から成人まで各段階に応じて生活習慣を改善しながら「食」を通して、生活の質の向上を目的として各種事業を実施した。 平成25年度実績 栄養個別相談:実施回数41回 相談延数:乳幼児61件、成人12件 栄養集団指導:実施回数6回、参加延人数95人									栄養個別相談は広く市民からの相談を受け、個々に応じた指導・助言を行った。栄養集団は、子育て中の世代を対象に保育士を配置し、子どもを連れてきても参加できる環境づくりをした。	今後も継続して実施し、男女が共に参加できる環境づくりを図る。				
			自殺予防に向けた取組の推進	自立生活支援課	①メンタルチェックシステムを導入し、自身の心の状態の把握、また、自身の悩みを解決できる相談先を提供するシステムの構築を行った。 ②ゲートキーパー養成研修を開催、すべての部署の窓口職員に参加いただき、市民の方から相談があった場合には適正な相談先に繋ぐことができるような体制づくりに貢献した。					◎		○		①メンタルチェックシステムを利用する市民の方は一定数おり、常に需要はあると思われる。 ②ゲートキーパー養成研修を開催し、参加者の半数以上よりアンケートにて窓口で役立ちそうであるという回答をいただいている。	障がいのある方だけでなく、すべての市民の方の必要とする正しい相談先に繋ぐきっかけ作りや、その入り口が重要であると思われる。今後もメンタルチェックシステムやゲートキーパー研修等の事業を継続していきたい。				
	健康と性に関する学習・啓発の充実	69	成人を対象とした健康教育の実施	健康課	栄養及び運動を含む総合的な指導を実施し、ライフステージに応じた生活習慣及び行動を定着させ、健康づくりを促進することを目的に各種教室を開催した。 平成25年度実績 高脂血症予防教室 2回 (参加実人数 15人・延人数 48人) 糖尿病予防教室 1回 (参加実人数 6人・延人数 12人) ヘルシーダイエット教室 1回 (参加実人数 6人・延人数 20人) 骨粗しょう症予防教室 2回 (参加実人数 34人・延人数 59人) メタボリックシンドローム予防教室 1回 (参加実人数 7人・延人数 7人)									男性を対象とする教室は土曜に開催し、参加しやすい環境を整えた。また、女性特有の疾病を予防する教室も開催した。	市民の健康増進のため、今後も継続するが、より個々の年代や状況等に応じた教室内容への編成を検討していく。				
			エイズ対策普及・啓発	健康課	パンフレット・ポスター等による啓発、また保健所が実施するエイズキャンペーンへ協力した。							○	○		誰でもわかりやすい内容のパンフレット・ポスター等による啓発を図った。エイズキャンペーンでは、レッドリボンモチーフにしたキルトを展示した。	今後も継続して年齢・性別等に関わらず、啓発を図る。			
			思春期保健対策・健康教育	健康課	パンフレット・ポスター等による啓発を図った。							○	○		パンフレット・ポスター等による啓発を図った。	今後も継続してパンフレット・ポスター等による啓発を図る。			
			性的な発達への適応などの健康安全教育	指導室	児童・生徒の発達段階を踏まえ、学校全体の指導内容等について共通理解を図った。							○				発達段階に応じた学習指導に取り込んだ。	適正な男女平等観、豊かな人間性の形成を図る。		
			(3)自立した生活への支援	各種相談支援の実施★	73	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	広報秘書課	市民相談244回1,357件、人権身の上相談14回21件、外国人相談2回2件、法律相談99回513件、税務相談23回129件、相続等暮らしの書類作成相談12回50件、建築登記表示登記相談11回28件、行政相談12回12件、交通事故相談11回21件								◎	◎	様々な相談事業を介し、男女平等意識や人権意識が育まれたと考える。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
						「女性総合相談」の充実	企画政策課	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場を提供し、適切な助言を行うことにより方向が見いだせるよう援助した。									○		112件の相談があり、課題を抱える市民に対して、課題解決の方向を見いだせるように援助した。
(3)自立した生活への支援	各種相談支援の実施★	75	「母子(ひとり親)・女性相談」の充実	子育て支援課	就労支援の充実 子ども家庭支援センターとの連携強化 プログラム策定員による相談とハローワークとの連携強化								○	○	○	経済上、生活一般に関する相談に対して、関係各課と連携しながら、自立に向けた指導と助言を行った。	母子及び寡婦福祉法、売春防止法で設置を義務付けられており、法の改正等を注視しつつ、適切に事業を継続実施していく。		

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る
1 暴力の未然防止の意識づくり

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1)DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見	広報及び啓発活動の推進★	76	市報・ホームページ等による市民への情報提供	企画政策課	市報・市ホームページ・刊行物(情報誌かたらい・新成人のみなさまへ)等や「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)に合わせたDV防止普及啓発パネル展において、DVの防止に向けた情報提供を行った。				○			様々な媒体を通じて、広く市民に周知することによって、DVの防止に向けた普及啓発を図ることができた。	DVの防止に向けて、今後も継続して市民への情報提供を実施していく。
		77	各種啓発用資料の作成・配布	企画政策課	DV相談カードやデートDVのパンフレット等を施設等で配布した。				○	○		啓発用資料を広く市民に配布することによって、DVの防止に向けた普及啓発を図るとともに相談先等の情報提供ができた。	DVの防止及び早期発見に向け、今後も継続して啓発用資料を活用し市民に広く周知していく。
		78	関係機関による研修会・講演会等への参加	企画政策課	関係機関による研修会等へ参加し、DVに関する動向を把握し、情報収集に努めた。				○	○		DVに関する動向を把握し、情報収集に努めることにより、課題を抱える男女への支援の一環として役立てることができた。	今後も継続して、関係機関による研修会・講演会等へ参加し、情報収集等に努めていく。
		79	医療機関・関係機関への情報提供の充実	企画政策課	医療機関・関係機関にDV相談カードを配布し、相談窓口の周知・情報提供を行った。				○	○		医療機関・関係機関との連携を図ることにより、DVの防止に向けての機運を高めることができた。	DVの早期発見のため、今後も継続して医療機関・関係機関との連携体制を強化していく。
	健康課			DVの防止に向けた啓発、早期発見のため、関係機関等への情報提供に努めた。	○		○	○		関係機関等への情報提供に努めた。	今後も継続して情報提供を行うため、より一層、関係機関等と連携を図る。		
	早期発見のための連携体制強化	80	関係機関に対する通報義務の周知	関係各課(企画政策課)	関係機関にDV相談カードを配布するとともに、DV発見時の通報義務についても周知した。				○			関係機関との連携を図ることにより、DVの防止に向けての機運を高めることができた。	DVの早期発見のため、今後も継続して関係機関との連携体制を強化していく。
		81	健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	健康課	乳児全戸訪問事業で指導員等が家庭訪問した際や、乳幼児の健診事業で、アンケートの実施や聴き取りを行った。				○	○		乳児全戸訪問事業で指導員等が家庭訪問した際や、乳幼児の健診事業でアンケートの実施や聴き取りを行い、支援が必要な家庭の早期発見に努めた。	支援を要する家庭を早期に発見するため、より一層、関係機関等と連携を図る。
				子育て支援課	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース会議年36回、要保護児童対策地域協議会研修会年1回 健康課主催個別支援検討会議への出席 年12回				○	◎		要保護児童対策地域協議会の開催により、関係機関との連携が密となり、児童虐待の防止、早期発見につながることも、個別ケースに対する支援方針等の共通理解が進んだ。	児童虐待防止、情報交換に有効であり、今後もさらに充実実施。
82		市・専門機関等の相談窓口の周知・情報提供	企画政策課	市報・市ホームページ・刊行物(情報誌かたらい・新成人のみなさまへ)・DV相談カードを活用し、相談窓口の周知・情報提供を行った。				○	○		様々な媒体を通じて、広く市民に相談窓口の情報を提供することによって、相談しやすい体制を整えた。	今後も相談窓口の周知・情報提供を行い、早期発見に結びつけていく。	
(2)若い世代への啓発・教育の推進	若年層に対する予防啓発	83	小中学校での人権教育の推進	指導室	各校に人権教育全体計画を立てさせ、校長会や各委員会等を使って、適切な人権教育の推進を働きかけた。	○					「人権教育プログラム」が活用されたり、各校の実践等が人権教育推進委員会で報告され、共有されたりして、その充実が図られた。	人権尊重の理念や人権課題の理解を深め、偏見・差別のない学校教育を目指す。	
		84	デートDV防止対策の充実	企画政策課	知っておきたいデートDV(リーフレット)を施設で配架し、また、市ホームページでも掲載することによって、デートDVの実態、チェックリスト、相談先等を広く市民に周知した。				○			デートDV防止の一助とするため、知っておきたいデートDV(リーフレット)を活用し、広く市民に情報発信を行い、予防啓発に努めた。	デートDV防止対策のため、今後もデートDVの実態や相談先等を広く市民に周知していく。

2 被害者支援の推進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1)安全確保と自立支援の実施	緊急一時的な保護・支援の実施	85	関係機関との連携による安全確保	関係各課(企画政策課)	被害者支援の一環として、市内のDV被害者対応に係る情報交換会において、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載している配偶者からの暴力被害者支援情報(関係機関の支援マップ)を共有した。				○	○		課題を抱える男女の支援及び生活の安定と自立を促すため、市内連携において安全確保の方策を共有できた。	被害者支援の一環として、今後も継続して関係機関との連携を図っていく。
		86	被害者等に関する個人情報保護の推進	企画政策課	配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱に基づき、関係機関、市内の関係各課と連携して支援した。				○	○		関係機関、市内の関係各課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図った。	被害者支援の一環として、今後も関係機関、市内の関係各課と連携して支援していく。
				市民課	DV及びストーーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施				○	○		支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができるから	継続して支援措置を実施
		87	加害者からの追及に対する被害者への支援	企画政策課	配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱に基づき、関係機関、市内の関係各課と連携して支援した。				○	○		関係機関、市内の関係各課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図った。	被害者支援の一環として、今後も関係機関、市内の関係各課と連携して支援していく。
88	民間シェルターへの財政的支援	企画政策課	小金井市緊急一時保護施設運営費補助金交付要綱に基づき、民間シェルターへ財政的支援を行った。				○	○		民間シェルターへの財政的支援によって、被害者の支援及び生活の安定を図った。	被害者支援の一環として、民間シェルターを支援していく。		

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1)安全確保と自立支援の実施	自立支援体制の確立	89	生活の再建に向けた支援と情報提供	関係各課(企画政策課)	被害者支援の一環として、庁内のDV被害者対応に係る情報交換会において、内閣府男女共同参画局のホームページに掲載している配偶者からの暴力被害者支援情報(関係機関の支援マップ)を共有した。				○	○	○	課題を抱える男女の支援及び生活の安定と自立を促すため、庁内連携において生活の再建に向けた支援の方策を共有し、情報提供を行った。	被害者支援の一環として、今後も継続して生活の再建に向けた支援と情報提供を行っていく。
				保育課	児童相談所から意見書が来ている方については、加点をし、優先的に保育所に入所できるようにしている。在園児の要保護児童については、子ども家庭支援センターと連携をしている。				○		○	要保護児童については、加点をし、優先的に保育所に入所できるような配慮をしている。在園児については、子ども家庭支援センターと連携を取ることにより、子どもの安全を確保している。	待機児童が多い為、全ての児童が入所には至っていないという課題もあるが、継続して支援を続けていく。
	学務課	支援が必要な家庭から相談があった場合は、速やかに就学できるように手続きしており、また、小金井市内の小中学校と情報共有し、連携している。						◎		支援体制を整備しており、適宜対応できた。	今後も関係機関と連携して、適宜対応していく。		
	指導室	教育相談所における就学等の相談を行っている。	○							就学等の保護者の悩みの解消が図られた。	関係諸機関との連携した取組の推進。		

基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る
 3 相談・連携体制の整備・充実

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性			
						①	②	③	④	⑤	⑥					
(1)相談体制の整備・強化	相談機能の強化	91	女性総合相談の活用	企画政策課	女性が生活を営む中で直面しているさまざまな悩みについて、気軽に相談できる場である女性総合相談を活用し、方向が見いだせるよう援助した。				○	○		112件の相談があり、課題を抱える市民に対して、課題解決の方向を見いだせるよう援助した。	様々な課題を抱える市民の相談に対応するため、今後も女性総合相談を活用していく。			
				企画政策課	男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	市報、市ホームページ、刊物物(新成人のみなさんへ)を通して、男性に対する相談支援窓口に関する情報提供を行った。					○	○	課題を抱える男性の支援のため、相談窓口を紹介し、相談しやすい環境を整えた。	男性も相談しやすい環境を整えるため、今後も継続して相談窓口等に関する情報を提供していく。		
				企画政策課	相談対応能力の向上	関係機関による研修会等へ参加し、事例等を踏まえた対応方法や相談対応について学習した。						○	○	研修会等で習得した内容を市民相談において活用し、課題を抱える男女への支援の一環として役立てることができた。	今後も継続して、関係機関による研修会・講演会等へ参加し、情報収集等に努めていく。	
				企画政策課	関係機関との連携・情報共有の強化	相談内容により状況に応じて、相談者の同意のもと、関係機関と連携・情報共有しながら対応した。						○	○	関係機関と連携・情報共有することによって、課題を抱える市民の支援をすることができた。	今後も状況に応じて、関係機関と連携・情報共有しながら支援していく。	
(2)連携体制の充実	庁内関係部署との連携	95	住所・居所に係る証明書の交付等における支援	関係各課(企画政策課)	配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱に基づき、関係機関、庁内の関係各課と連携して支援した。				○	○	○	関係機関、庁内の関係課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図った。	被害者支援の一環として、今後も関係機関、庁内の関係課と連携して支援していく。			
				企画政策課	被害者支援について、男女共同参画施策推進行政連絡会議、DV被害者対応に係る情報交換会等で、庁内関係部署と情報共有し、連携体制を確認した。						○	○	庁内関係部署と情報共有・連携することによって、DV被害者を支援する体制を整えた。	被害者支援体制を堅持するため、今後も継続して、庁内関係部署との情報共有・連携を図っていく。		
	地域連携の推進★	97	国、都、近隣自治体等との広域的連携の推進	企画政策課	国・都・近隣自治体等の動向を情報収集し、市民に有益な情報は広く周知するとともに、広域での取組として、「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)では、庁舎内でDV防止普及啓発パネル展を実施した。						○	○	広域的な連携を図ることにより、スケールメリットを活かした支援を充実させることができた。	広域的連携により収集した市民に有益な情報を発信し、広域的連携を通じて、暴力を許さない社会づくりの機運を盛り上げていく。		
				企画政策課	配偶者からの暴力等による被害者の支援等において、状況に応じて警察等、他の機関・団体との連携を図った。						○	○	○	警察等、他の機関・団体との連携を図ることによって、課題を抱える男女の支援や生活の安定に寄与することができた。	今後も継続して、警察等、他の機関・団体との連携を図り、支援体制を充実させていく。	
				企画政策課	民間支援組織等の情報を収集し、関係団体や市民に有益な情報は、それぞれ情報提供した。また、女性総合相談のカウンセラーを通じて、必要に応じて利用者へ案内した。							○	○	○	民間支援組織等の有益な情報を市民等に発信することにより、市民の要望に対応することができた。	今後も継続して、市民に有益な情報の収集及び提供に努めていく。
				企画政策課	都が発行している区市町村DV対策推進窓口通信等を通じて、近隣自治体の配偶者暴力相談支援センターに関する情報を収集した。								○	○	情報誌、電子情報から、様々な情報を収集し、配偶者暴力相談支援センターの状況を把握することができた。	今後も継続して、配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究を続けていく。

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加をするための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る
4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性		
						①	②	③	④	⑤	⑥				
(1)ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への防止対策・支援等の充実	101	ストーカーなどからの個人情報保護の推進	企画政策課	配偶者からの暴力等による被害者の支援に関する事務取扱要綱に基づき、関係機関、庁内の関係各課と連携して支援した。				○	○		○	関係機関、庁内の関係課と連携して、被害者の支援及び生活の安定を図った。	被害者支援の一環として、今後も関係機関、庁内の関係課と連携して支援していく。	
				市民課	DV及びストーカー行為等の被害者からの申出により、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施					○			支援措置を実施することにより、被害者の個人情報保護を推進することができるから	継続して支援措置を実施	
		102	セクシュアル・ハラスメントの防止の推進	企画政策課	苦情処理窓口の設置、女性総合相談を実施し、人権侵害に対する苦情・相談を受け付けるとともに、市ホームページではセクシャル・ハラスメント防止について情報提供し、また相談先等も周知した。						○		女性総合相談では、男女平等を阻害する人権侵害に対して、問題解決の方向が見いだせるよう援助した。	苦情・相談の受付に対応するため、今後も継続して実施していく。	
		103	子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	関係各課(子育て支援課)	要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議年1回、実務者会議年4回、個別ケース会議年36回、要保護児童対策地域協議会研修会年1回							○	○	要保護児童対策地域協議会の開催により、関係機関との連携が密となり、児童虐待の防止、早期発見につながることも、個別ケースに対する支援方針等の共通理解が進んだ。	児童虐待防止、情報交換に有効であり、今後もさらに充実し実施。
				関係各課(介護福祉課)	高齢者虐待の防止、早期発見、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、ネットワークを構築している。虐待の防止から、個別支援に至る各段階で関連機関と連携し、多面的な支援を実施する。また、高齢者の権利擁護に関する啓発活動を行い、虐待等の権利侵害の防止や早期発見を促進させる。その他、施設虐待に対応する。	○						○	◎	虐待ケースあるいは虐待のリスクがあるケースに対し、各関係機関が連携して支援を実施している。本人及び養護者(もしくは施設)に対する働きかけにより、虐待状況やリスクの改善を図っている。	継続的に高齢者の権利擁護を推進し、関係者に連携を呼び掛ける。
				関係各課(自立生活支援課)	相談・通報の連絡先として24時間体制での小金井市障害者虐待防止センターを設置している。									◎	24時間体制で相談・通報の連絡を受けることにより、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することに努めている。

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成
- ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成
- ③男女の生活の安定と自立を促す取組
- ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
- ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
- ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

1 政策・方針決定過程への男女の参画

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性	
						①	②	③	④	⑤	⑥			
(1)政策・方針決定過程への参画の拡大	男女の市政参画の促進★	104	審議会委員等への女性の登用の促進	企画政策課	行政委員会及び審議会等における、女性委員の登用状況調査を実施し、その結果を受け、全庁的に女性委員の登用促進について要請した。また、男女共同参画施策推進行政連絡会議においても、近年の状況等を共有し、審議会委員等への女性の登用を促した。						○	○	男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加しやすい機運を高めた。	男女の市政参画の促進として、女性委員の登用状況調査を通じて、全庁的に審議会委員等への女性の登用を要請していく。
	地域における女性のエンパワメントの拡大	105	自治会・町会・市民活動団体・スポーツ団体等の長への参画の促進に向けた情報提供	関係各課(広報秘書課)	市政日より毎月1回発行 町会長・自治会長連絡会 2回(参加人数:84名)						◎		町会・自治会に対し、地域に必要な情報提供をすることで地域に貢献し、男女に平等な地域の活性化にも協力できたと考ええる。	実施内容の充実を図りながら、事業の継続を図る。
	関係各課(コミュニティ文化課)			多くの人々や団体が結ばれ、小金井市の市民活動が一層活性化されることを期待するとともに、これから活動を始めたい方が市民活動団体にアクセスできるように、また、市民活動団体が自らの活動情報を発信したり、他の団体と交流、連携するために市民活動団体リストを作成した。					○		従前の掲載団体すべてに更新の連絡をとるとともに、新規団体の募集も広く周知し、男女に偏らない掲載に配慮した。	男女問わず、市民活動に参加できるよう継続が必要と考える。		
	関係各課(生涯学習課)			スポーツ団体に対し、男女を問わずに情報提供を行った。					○		男女を問わず広く周知できた。	引き続き情報提供を行う。		
106	防災・防犯分野における男女共同参画の推進	地域安全課	災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号)に基づき、小金井市防災会議の委員構成の見直しを実施した。 30人(男性:22人・女性:8人)							○	○	委員構成の見直しにより女性委員数が増え、避難所運営等を始めとする防災対策に男女共同の視点を反映することが可能となった。	引き続き、市防災会議における女性委員の割合を高める。	

2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性	
						①	②	③	④	⑤	⑥			
(1)市民参加の推進	市民や地域団体との協働	107	男女共同参画関係団体への支援・連携	企画政策課	男女共同参画関係団体が主催する事業への後援、広報協力等により支援し、関係団体に有益な情報の提供を行った。また、女性談話室の活用により、市民団体を支援した。							○	関係団体等との連携・協力のもと、男女共同参画の推進を図ることができた。	男女共同参画を総合的に推進していくため、今後も継続して、男女共同参画関係団体等への支援・連携していく。
	市民や市民活動団体等との連携	108	市民や市民活動団体等との連携	企画政策課	市民編集委員の市民参加により、情報誌かたらいを年2号発行した。(38号2,600部、39号2,600部) また、市民実行委員や市民活動団体等との連携により、第27回がねいバレットを開催した。(参加者53人:女性27名、男性14人、子ども12人)	○							市民や市民活動団体等との連携により、固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成にもつながった。	男女共同参画を総合的に推進していくため、今後も継続して、市民や市民活動団体等と連携していく。
				コミュニティ文化課	職員の協働意識の向上を図る等のため、職員15人を7団体のNPO法人に派遣する研修を行った。その後、研修報告会を開催した。							○		市民協働推進という観点から行った事業であり、参加職員の協働意識の向上及び報告会に参加したNPO法人の関係者からも好評を得た。
	参画を促す環境づくり★	109	多様な市民参加の推進	企画政策課	第5期市民参加推進会議で、男女の偏りの是正を含め、多くの市民の参加を推進するため、試行として無作為抽出による公募市民の選出を行った。							○	第4期市民参加推進会議の委員は男性9人、女性3人であったのに対し、第5期は男女6人ずつとなった。	引き続き、第5期市民参加推進会議で継続して議論を行う。また、男女の偏りの是正の視点を含む附属機関等の設置運営の手順を作成する。
	(仮称)男女平等推進センター整備の検討	110	女性談話室の活用	企画政策課	他の公共施設の検討の機会をとらえて、(仮称)男女平等推進センターのあり方について情報の把握に努めた。								○	市全体の公共施設のあり方と協調する必要があり、情報の収集に努めた。
企画政策課				女性談話室の利用実績は、143件(460人)であり、室内に男女共同参画関係資料を配架し、情報提供を行った。	○							○	利用者に向けて、男女共同参画関係資料を情報提供することによって、男女平等意識・人権意識を育成する環境を整えた。	男女共同参画のための、より有効な活用方法を検討していく。

■男女共同参画の視点(概ね達成できている場合は○印、十分達成できている場合は◎印を選択しています)

- ①固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等意識・人権意識の育成 ④課題を抱える男女の支援や人権を守るための支援
 ②仕事と生活が両立できる社会環境づくりや意識の育成 ⑤男女がともに様々な社会参加・方針決定過程参加するための環境づくり
 ③男女の生活の安定と自立を促す取組 ⑥他部署や関係機関との連携による男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる
 3 庁内の推進体制の充実・強化

主要施策	具体的施策	番号	主要事業	担当課	実施内容	効果があったと思われる男女共同参画の視点						効果(達成度)の理由	男女共同参画のための今後の課題や推進の方向性
						①	②	③	④	⑤	⑥		
(1)庁内の男女平等の推進	市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備	112	働きやすい職場環境の整備	職員課	働きやすい職場環境整備の一助として、職員に育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。	○	○					職員次世代育成支援プランハンドブックの作成・周知を通じて、育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透を図った。	事業内容の充実を図りながら、事業を引き続き継続する。
		113	男女平等の視点に立った配置内容への配慮	職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。平成26年4月1日現在、女性管理職12人(部長3人、課長6人、課長補佐3人)	○				○		人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った。	今後も男女共同の視点に立って充実していく。
		114	ハラスメントの防止と指針の周知徹底	職員課	セクハラだけでなくパワハラにも対応できるよう要綱を改正しており、周知に努めた。					○		セクハラだけでなくパワハラにも対応できるよう要綱を改正しており、職員が安心して働けるように整備した。	安心して相談できる相談員等の対応やセクハラ・パワハラの正しい理解を引き続き周知していく。
				指導室	各種研修会や推進委員会を通して、理解を深めた。	○				○		ハラスメント防止についての理解と周知が図られた。	ハラスメント防止に関わる教育を推進する。
		115	指導的立場への登用にに向けた女性の人材育成	職員課	人事異動・昇任については、男女平等の視点で行った。平成26年4月1日現在、女性管理職12人(部長3人、課長6人、課長補佐3人)	○				○		人事異動・昇任に際して、男女平等の視点で行った。	今後も男女共同の視点に立って充実していく。
				指導室	管理職への受験を奨励した。					○		管理職への受験を推進した。	男女平等にむけて環境を整備していく。
		116	職員研修の充実	職員課	東京都市町村職員研修所「男女共同参画社会形成研修」への研修生派遣。平成25年度実績…男性5人、女性18人。	○						入所2年目の職員を派遣し、男女共同参画についての知識を修得することができた。	職員の知識の修得のため継続して実施する。
117	職員の通称名(旧姓)使用	職員課	旧姓使用承認申請に基づき、旧姓使用の承認を行う。平成25年度旧姓使用承認件数12件	○						旧姓使用承認申請に基づき、旧姓使用の承認を行った。	事業を引き続き継続する。		
(2)計画の推進体制の強化	計画推進体制の整備★	118	男女共同参画施策推進行政連絡会議を通じた庁内連携の強化	企画政策課	男女共同参画施策推進行政連絡会議を開催し、第4次男女共同参画行動計画の推進について関係各課の協力、連携を求めた。						○	第4次男女共同参画行動計画の推進のため、関係各課との連携により、男女共同参画の推進に努めた。	推進状況の共有を図りながら、第4次男女共同参画行動計画の更なる推進のため、庁内で連携していく。
		119	男女平等推進審議会の運営	企画政策課	平成25年度は4回(内1回は、改選に伴う委嘱等)の審議会を開催し、第3次行動計画推進状況調査結果について報告し、また、第4次男女共同参画行動計画の年次報告のあり方について検討していただいた。						○	男女平等推進審議会より、第4次男女共同参画行動計画の年次報告のあり方等について、提言をいただいた。	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進審議会において、第4次男女共同参画行動計画の年次報告等を評価いただく。
		120	定期的な調査を通じた計画の進捗管理及び評価の仕組みづくり	企画政策課	第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の平成24年度推進状況調査を報告書として公表するとともに、男女平等推進審議会から提言があった、第4次男女共同参画行動計画の評価の仕組みづくりについて検討した。						○	第3次行動計画の平成24年度推進状況の進捗を管理し、その結果を広く公表した。また、審議会からの提言を基に第4次男女共同参画行動計画の評価の仕組みづくりを検討した。	今後も男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、継続して計画の進捗を管理していく。
		121	国・都・他自治体との連携及び情報共有	企画政策課	国・都・他自治体が策定した計画及び年次報告に係る情報を収集し、動向を把握した。						○	第4次男女共同参画行動計画の評価の仕組みづくり等の際、情報収集した他自治体の先進事例等を参考にした。	今後も国・都・他自治体との連携し、情報を共有していく。

III 資料

1 行政委員会及び審議会等における女性の割合（平成26年4月1日現在）

I 行政委員会（地方自治法第180条の5）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法		
教育委員会	5	2	40.0 (40.0)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	0	0.0 (0.0)	地方自治法第181条		
人事委員会（公平委員会）	3	0	0.0 (0.0)	地方公務員法第7条		
監査委員	3	1	33.3 (33.3)	地方自治法第195条		
農業委員会	16	2	12.5 (0.0)	農業委員会等に関する法律		
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3 (33.3)	地方税法第423条		
I 合計	34	6	17.6 (11.8)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				6	4	66.7%

II 附属機関（地方自治法第202条の3）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法
市民参加推進会議	12	6	50.0 (27.0)	市民参加条例
指定管理者選定委員会	5	1	20.0 (20.0)	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例
男女平等推進審議会	10	8	80.0 (70.0)	男女平等基本条例
情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0 (40.0)	情報公開・個人情報保護審査会条例
情報公開・個人情報保護審議会	12	1	8.3 (8.3)	情報公開・個人情報保護審議会条例
防災会議	30	8	26.7 (23.3)	防災会議条例
消防団運営審議会	11	1	9.1 (0.0)	消防団運営審議会条例
国民保護協議会	25	4	16.0 (16.0)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 国民保護協議会条例
安全・安心まちづくり協議会	20	3	15.0 (36.8)	安全・安心まちづくり条例
公務災害補償等審査会	3	1	33.3 (0.0)	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
はけの森美術館運営協議会	6	1	16.7 (16.7)	はけの森美術館条例
はけの森美術館収集評価委員会	5	1	20.0 (20.0)	はけの森美術館条例
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7 (16.7)	小口事業資金融資あっせん条例
消費生活審議会	7	5	71.4 (57.1)	消費生活条例
国民健康保険運営協議会	17	8	47.1 (43.8)	国民健康保険条例
地下水保全会議	5	1	20.0 (40.0)	地下水及び湧水を保全する条例
環境審議会	10	2	20.0 (20.0)	環境基本条例
廃棄物減量等推進審議会	13	5	38.5 (35.7)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例
民生委員推薦会	7	2	28.6 (28.6)	民生委員法
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0 (50.0)	福祉サービス苦情調整委員設置条例
障害支援区分判定審査会	22	7	31.8 (30.4)	障害者総合支援法 障害支援区分判定審査会条例
児童発達支援センター運営協議会	12	8	66.7 (-)	児童発達支援センター条例
介護認定審査会	38	14	36.8 (36.8)	介護保険法 介護福祉条例
介護保険運営協議会	20	11	55.0 (52.6)	介護福祉条例

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法		
市民健康づくり審議会	15	5	33.3 (13.3)	市民健康づくり審議会条例		
食育推進会議	16	10	62.5 (69.2)	食育基本法 食育推進基本条例		
青少年問題協議会	25	10	40.0 (36.0)	青少年問題協議会条例		
児童館運営審議会	10	7	70.0 (60.0)	児童館条例		
都市計画審議会	19	5	26.3 (21.1)	都市計画法 都市計画審議会条例		
まちづくり委員会	10	3	30.0 (30.0)	まちづくり条例		
交通安全推進協議会	20	2	10.0 (10.0)	交通安全推進協議会設置条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地 区画整理審議会	10	1	10.0 (10.0)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例		
都市計画事業東小金井駅北口土地 区画整理事業評価員	3	0	0.0 (0.0)	東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を 定める条例		
奨学資金運営委員会	8	3	37.5 (37.5)	奨学資金支給条例		
社会教育委員の会議	10	6	60.0 (60.0)	社会教育法 社会教育委員の設置に関する条例		
市史編さん委員会	8	1	12.5 (12.5)	市史編さん委員会条例		
文化財保護審議会	5	1	20.0 (20.0)	文化財保護条例		
図書館協議会	10	6	60.0 (66.7)	図書館協議会条例		
公民館運営審議会	10	5	50.0 (50.0)	公民館条例		
公民館企画実行委員の会議	30	11	36.7 (36.7)	公民館条例		
II 合計	512	178	34.8 (32.2)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				40	39	97.5%

III 市長の私的諮問機関（設置要綱などによる委員会等）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%) ※ ()は前回調査値	根 拠 法		
小金井市民交流センター運営協議会	9	3	33.3 (33.3)	小金井市民交流センター運営協議会 設置要綱		
福祉有償運送運営協議会	8	2	25.0 (28.6)	福祉有償運送運営協議会設置要綱		
予防接種健康被害調査委員会	5	1	20.0 (16.7)	予防接種健康被害調査委員会設置要綱		
子ども家庭支援センター運営協議会	9	8	88.9 (88.9)	子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱		
地域公共交通会議	19	3	15.8 (15.8)	地域公共交通会議設置要綱		
行財政改革市民会議	10	3	30.0 (-)	行財政改革市民会議設置要綱		
環境基本計画改訂検討委員会	10	3	30.0 (-)	環境基本計画改訂検討委員会設置要綱		
III 合計	70	23	32.9 (28.7)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				7	7	100.0%

I + II + III = 総合計	616	207	33.6 (30.6)	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				53	50	94.3%

2 男女共同参画の視点からの表現に係る調査結果（平成25年度）

庁内全課（対象41課）に、印刷物や電子媒体を活用した情報発信の際に、男女共同参画の視点からの表現が適正になされているかを調査しました。

平成25年度に、印刷物や電子媒体を活用して情報を発信した課は、40課で、全体の97.6%でした。作成時に留意している男女共同参画の視点としては、下表のとおりとなっています。

■情報発信の有無について

Q1 平成25年度中に印刷物や電子媒体を活用して情報を発信したことがありますか？

ある	40課 (97.6%)
ない	1課 (2.4%)

■男女いずれかに偏った表現

Q2 男女双方を対象としているにもかかわらず、いずれかの性別のみが対象であるかのような印象を与えないようにしていますか？

A 十分できている	29課 (72.5%)
B 概ねできている	7課 (17.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり) できていない	—
E 該当しない	4課 (10.0%)

■性別によるイメージを固定化した表現

Q3 男女の役割分担意識や職業などのイメージを強調したり、個性を性別と連動させた表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	28課 (70.0%)
B 概ねできている	8課 (20.0%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり) できていない	—
E 該当しない	4課 (10.0%)

■男女が対等な関係となっていない表現

Q4 男女のいずれかが中心的、もう一方が補助的・従属的な存在と決めつけた表現や、性別による能力や適性の優劣があるかのような表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	31課 (77.5%)
B 概ねできている	5課 (12.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり) できていない	—
E 該当しない	4課 (10.0%)

■男女で異なった表現

Q5 男女で異なる表現を使用しないで、公平性、中立性を欠かさないようにしていますか？

A 十分できている	30課 (75.0%)
B 概ねできている	6課 (15.0%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり) できていない	—
E 該当しない	4課 (10.0%)

■人目を引くための手段として使う表現

Q6 伝えたい内容と無関係に、いずれかの性別の外見や、性的側面を強調した表現を使用しないようにしていますか？

A 十分できている	31課 (77.5%)
B 概ねできている	5課 (12.5%)
C できている面もあるが不十分である	—
D (あまり) できていない	—
E 該当しない	4課 (10.0%)

部名	課名	Q 1 情報発信の有無		Q 2	Q 3	Q 4	Q 5	Q 6
		ある	ない					
企画財政部	企画政策課	○		A	A	A	A	A
	財政課	○		A	A	A	A	A
	広報秘書課	○		A	A	A	A	A
	情報システム課	○		A	A	A	A	A
総務部	総務課	○		A	A	A	A	A
	地域安全課	○		A	A	A	A	A
	職員課	○		A	A	A	A	A
	管財課	○		E	E	E	E	E
市民部	市民課	○		A	A	A	A	A
	コミュニティ文化課	○		A	A	A	A	A
	経済課 ※	○		A	A	A	A	A
	保険年金課	○		B	B	B	B	B
	市民税課	○		A	A	A	A	A
	資産税課	○		A	A	A	A	A
	納税課	○		A	A	A	A	A
環境部	環境政策課	○		B	B	B	B	B
	ごみ対策課	○		B	B	B	B	B
	下水道課	○		A	A	A	A	A
福祉保健部	地域福祉課	○		A	A	A	A	A
	自立生活支援課	○		A	A	A	A	A
	介護福祉課	○		B	B	B	B	B
	健康課	○		B	B	A	B	A
子ども家庭部	子育て支援課	○		B	B	A	A	A
	保育課	○		A	B	A	A	A
	児童青少年課	○		A	A	A	A	A
都市整備部	都市計画課	○		A	A	A	A	A
	まちづくり推進課	○		E	E	E	E	E
	道路管理課	○		E	E	E	E	E
	建築営繕課		○	—	—	—	—	—
	交通対策課	○		A	A	A	A	A
	区画整理課	○		A	A	A	A	A
	会計課	○		E	E	E	E	E
学校教育部	庶務課	○		A	A	A	A	A
	学務課	○		A	A	A	A	A
	指導室	○		A	A	A	A	A
生涯学習部	生涯学習課	○		A	A	A	A	A
	図書館	○		A	A	A	A	A
	公民館	○		A	A	A	A	A
議会事務局	○		A	A	A	A	A	
選挙管理委員会事務局	○		A	A	A	A	A	
監査委員事務局	○		B	B	B	B	B	

※農業委員会事務局は経済課に含む。

■その他

Q 7 自由記載欄

予算・決算統計等は数字を扱うことが多いため、基本的には該当しないが、わかりやすい情報の発信による課題の見える化と共有化を念頭に作成する資料においては、使用するイラスト等男女をバランス良く配置するなど、偏りが無いよう配慮している。(財政課)

発行 小金井市
企画財政部企画政策課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
電話 042-387-9853 FAX 042-387-1224
E-mail s010303@koganei-shi.jp